

制定：平成30年6月15日

(令和6年4月1日改正)

地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針

京都市長（以下「市長」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。

1 目的

市長が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法第28条第1項に定める次の各号に該当する事項について、具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- (3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 評価に当たっての基本的な視点

- (1) 法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。
- (2) 法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。
- (3) 法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。

3 評価に関する留意点

- (1) 評価を行うに当たっては、医療の質やサービスの向上、健全な経営の確保といった大局的な視点から、いたずらに細事にわたることは避け、重要度に応じて本質的な評価を行うように努めること。
- (2) 各事業年度の業務実績の評価は、前年度評価時の実績と当該年度の実績を単に比較するだけでなく、中期計画期間全体の中にある進捗状況を念頭に置き行うこと。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。

4 評価の体制

市長が評価を行うにあたり、法人における中期目標を基礎としたPDCAサイクルをより実効的なものとするため、法人を所管する保健福祉局に事務局を置き、中期目標の策定から評価の実施までを一貫して実施する。事務局は、保健福祉局に所属する別表に掲げるものをもって構成する。

5 評価方法

(1) 法の規定

法第28条第3項の規定により、法人の業務の実績の評価は、第1の各号に定める事項について、総合的な評定をして行うとされていることを踏まえ、各事項における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、以下のとおり評価を行うこととする。

(2) 評価の実施

ア 法人に対し、業務実績報告書（自己評価結果報告書）、事業報告書及びその他評価に必要な資料の提出を求める。

イ 市長は、法人から提出された報告書等及び法人からの意見聴取等を踏まえて、業務の実施状況を調査及び分析し、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮問する。市長は評価委員会での審議内容を踏まえて、総合的な評価を行う。評価は、第1の各号に定める事項について、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

なお、評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

6 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を受けて、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるものとする。

(2) 法第30条に規定する法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間見込評価結果を踏まえるものとする。

別表（第4関係）

保健福祉局長

健康長寿のまち・京都推進担当局長

保健福祉部長

保健福祉局医療衛生推進室長

保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課長

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課担当課長

地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、京都市長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価

(1) 項目別評価の概要

- ア 法人は、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について3段階の自己評価を行う。
- イ 市長は、小項目ごとに、法人の自己評価を検証し、必要に応じてこれを修正し、小項目評価を実施する。
- ウ 市長は、小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について5段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。

(2) 項目別評価の具体的方法

ア 法人による小項目の自己評価の設定

法人が、小項目ごとの自己評価を実施するに当たっては、法第28条第2項に定める業務実績報告書（自己評価結果報告書、以下「報告書」という。）を作成して行う。

報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由を記載する。また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。

小項目の3段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。

評価A：年度計画を十分に達成している。

評価B：年度計画をおおむね達成している。

評価C：年度計画の達成に至っていない。

※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由（総合的に考慮した内容）を明記することとする。

イ 小項目評価の実施

市長は、法人が作成した報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年

度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価を実施する。

ウ 大項目評価の実施

市長は、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

評価５：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。

（市長が特に認める場合）

評価４：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

（すべての小項目がＡ又はＢ）

評価３：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。

（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割以上）

評価２：中期計画の実現のためには遅れている。

（Ａ又はＢの小項目の割合がおおむね９割未満）

評価１：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

（市長が特に認める場合）

※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、Ａ、Ｂ、Ｃの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

２ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。

総合的な評価は、各大項目別の５段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。

３ 各評価の確定

市長は、評価委員会に対し、各評価に係る諮問を行い、その審議内容を考慮したうえで、必要に応じて修正を行い、各評価を確定する。

市長による評価には、必要に応じて、評価委員会において審議された内容を記載する。

○京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例

平成 22 年 3 月 26 日

条例第 38 号

京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に定めるもののほか、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第 26 条第 2 項各号に掲げる事項及び法第 28 条第 1 項各号に定める事項（同項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第28号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。